

【資料38-1】 第5次総合計画前期基本計画の振り返りについて

【資料38-1】

取組名		10年後に目指したい将来像	振り返りの総括
1	人権・共生のまちづくり	あらゆる差別をはじめとする人権侵害が解消し、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの多様性を認め合い、共に支え合い、誰ひとり取り残すことなく自分らしく生きることができる共生社会の実現に向けて、市民の関心が高まり、取り組みが進められています。	前期計画期間では、各種啓発イベントや講座の開催、人権にかかる各種相談窓口の実施、多言語情報提供など、多岐にわたる人権課題に対応して取組を進めた。 成果指標では、人権研修会の参加者数、国際交流プラザの利用者数といった具体的な活動指標については、R6年度実績で既に目標を達成でき、それ以外の項目についても一定程度、目標値に近づくことができた。 「人権問題解決への市民の努力意識」はR2の基準値と同水準の値であり、人権意識の向上にどのように取り組んでいくかについては課題として引き続き取り組んでいく必要がある。 また、施策重要度・満足度の市民意識において、満足度は中位で、重要度は一番低いという結果になっている。他の具体的な施策に比べ、人権・共生という概念が抽象的に感じられるため、後期計画では人権・共生についてより身近に感じられる啓発を行い、共生社会の実現に向けて市民の関心を高めていく必要がある。

市民意識調査の結果		指標等の進捗状況							
重要度	3.60	指標名		基準値 (R2)	方向性	R4	R5	R6	目標R8
重要度 平均からの 偏差	-0.38	1	人権に関する総合相談窓口利用者	192人	↑	267人	271人	214人	250人
重要度順位	25/25位	2	三田市人権を考える会小学校区人権研修会の参加者	1,534人 (R元)	↑	1,100人	1,140人	1,930人	1,600人
満足度	3.1	3	人権問題の解決に向けて社会全体で取り組み、自分も努力するべきだと思う市民の割合	84.6%	↑	90.0%	88.7%	83.4%	90.0%
満足度 平均からの 偏差	0.02	4	市の管理職の女性比率(消防本部及び市民病院を除く)	13.3%	↑	15.9%	18.1%	19.5%	20.0%
満足度順位	10/25位	5	国際交流プラザ延べ利用者数	3,351人	↑	5,257人	5,392人	5,064人	5,000人

「ひと」のチカラを育み、活きるまち ～輝く人づくり～

1 人権・共生のまちづくり



1. 10年後に目指したい将来像

あらゆる差別をはじめとする人権侵害が解消し、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの多様性を認め合い、共に支え合い、誰ひとり取り残すことなく自分らしく生きることができる共生社会の実現に向けて、市民の関心が高まり、取り組みが進められています。

2. 10年後に心配される三田の状況	3. 10年後に目指したい三田の状況	取り組み
A 障害※者や高齢者、子どもをはじめとする社会的弱者または少数者が虐待や暴力、差別等の人権侵害を受けたり、生きづらさを感じたりしていること	一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様性が認められるなど、誰もが自分らしく生き、安心して暮らすことができること	① ②
B 部落差別による結婚差別をはじめ、身元調査や差別落書き、インターネットを悪用した人権侵害等が発生していること	部落差別等あらゆる差別を許さない意識が浸透し、人権を侵害する差別事象がなくなり、差別による課題が解消していること	②
C ジェンダー平等が進まず、個人の意欲や能力が十分に発揮できない状況が生じていること。また、配偶者暴力により生きづらさを抱えている人がいること	ジェンダー平等が浸透し、女性の参画が広がり男女の性差のない活躍が進んでいること。誰もが安全安心に暮らせる暴力のない地域社会が構築されていること	③
D 自分のありのままの性を家族や周りに理解されないことに悩む等、生きづらさを感じながら暮らしている人がいること	社会全体に多様な性※についての理解が進み、誰もがありのままに自分らしく生きることができること	④
E 外国人市民が文化や慣習の違い等を理解されず、地域社会から孤立していること	相互の理解・尊重のもと、外国人市民が地域住民と共に、日常生活及び社会生活を不安なく営むことができること	⑤
F 戦争を語り継ぐ人が少なくなるなど、恒久平和に対する関心が薄れていること	戦争の悲惨さと恒久平和の尊さが多くの人々の間で語り継がれ、認識されていること	⑥

※障害「障害」の漢字表記については12ページ参照

※多様な性

一般にLGBTと言われ、同性を好きになるレズビアンやゲイ、男性も女性も好きになるバイセクシャル、心と体の性に違和感あるトランスジェンダーをいう。最近では性が明確でないエスチョニング、無性愛者のアセクシャル、場合によって心の性が変わるエックスジェンダーが定義されている。

※合理的配慮

障害者が生活上で受けるさまざまな制限の原因となる社会的障壁を取り除くために、障害者に対しその実施が相当と認められる範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮をいう。

※男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

※ソーシャル・インクルージョン

様々な個性を持つ人をその多様性を含めて個性として、そのまま社会の中に包摂することをいう。それぞれの個性が十分に尊重されるような多様な価値観を許容することができる社会のことである。

※人権三法

「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」(いずれも略称)をいう。

※DV

夫婦や恋人等親密な関係の中で、相手に対し加える暴力のことをいう。殴る蹴るといった身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的・社会的暴力等のすべての暴力を含む。これらが一つあるいは重なり合って被害者を支配する。

「ひと」のチカラを育み、活きるまち ～輝く人づくり～

【1】人権・共生のまちづくり

1 10年後に目指したい将来像

あらゆる差別をはじめ虐待、様々な嫌がらせやいじめ、誹謗・中傷等の人権侵害が解消し、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの多様性を認め合い、共に支え合い、誰ひとり取り残すことなく自分らしく生きることができる共生社会の実現に向けて、市民の関心が高まり、取り組みが進められています。

2 10年後に心配される三田の状況	3 10年後に目指したい三田の状況	取り組み	指標
A 障害者や高齢者、子どもをはじめとする社会的弱者または少数者が虐待や暴力、差別等の人権侵害を受けたり、生きづらさを感じたりしていること	一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様性が認められるなど、誰もが自分らしく生き、安心して暮らすことができること	① ②	a b
B 部落差別による結婚差別をはじめ、身元調査や差別落書き、インターネットを悪用した人権侵害等が発生していること	部落差別等あらゆる差別を許さない意識が浸透し、人権を侵害する差別事象がなくなり、差別による課題が解消していること	②	a b
C ジェンダー平等が進まず、個人の意欲や能力が十分に発揮できない状況が生じていること。また、DVにより生きづらさを抱えている人がいること	ジェンダー平等が浸透し、女性の参画が広がり男女の性差のない活躍が進んでいること。誰もが安全安心に暮らせるDVのない地域社会が構築されていること	③	a b c
D 自分のありのままの性を家族や周りに理解されないことに悩む等、生きづらさを感じながら暮らしている人がいること	社会全体に多様な性についての理解が進み、誰もがありのままに自分らしく生きることができること	④	a b
E 外国人市民が文化や慣習の違い等を理解されず、地域社会から孤立していること	相互の理解・尊重のもと、外国人市民が地域住民と共に、日常生活及び社会生活を不安なく営むことができること	⑤	a b d
F 戦争を語り継ぐ人が少なくなるなど、恒久平和に対する関心が薄れていること	戦争の悲惨さと恒久平和の尊さが多くの人々の間で語り継がれ、認識されていること	⑥	a

4. 取り組み

市民

- ◆日頃から互いを認め合うとともに、互いに手を差し伸べ支え合える関係をつくります。
- ◆正しい人権知識を培い、当事者意識や人権意識を高め、人権侵害につながる行為をなくしていきます。
- ◆障害特性等に応じた障害者への配慮に努めます。
- ◆男女(だれも)が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮します。
- ◆多様な国・地域の文化・慣習を理解・尊重し、やさしい日本語により積極的に外国人と交流を図ります。

事業者・団体等

- ◆人権意識の高揚を図り人権尊重に取り組みます。
- ◆障害を理由とした差別的取り扱いはありません。合理的配慮[※]の提供に取り組みます。
- ◆福祉施設等での虐待防止に取り組みます。
- ◆積極的な女性の登用等意思決定に男女共同参画[※]の視点や女性意見を反映する仕組みづくりに努めます。
- ◆外国人人材を受入れ、外国人市民が地域で安心して生活できるよう行政・地域と連携し支援します。
- ◆犯罪被害者等が、その被害の刑事手続きに適切に関与できるよう就労及び勤務に十分配慮します。

市

①多様性を認め合い、包み支え合う共生社会(ソーシャル・インクルージョン[※])の推進

共生社会の実現に向けて様々な教育啓発を推進し、市民の関心と理解を高めます。社会的弱者や少数者等誰ひとりとして取り残さない視点をもって、総合的な相談支援をはじめあらゆる施策を進めるとともに、多様性や多様な生き方を認め合い、包み支え合い、共に生きられる地域社会づくりを市民、事業者、地域の団体等と共に進めます。

②部落差別・障害者差別等あらゆる差別解消の取り組み

人権三法[※]等に基づき、部落差別や障害者差別等あらゆる差別の解消に向けて、家庭や学校、地域社会等あらゆる場を通して、人権教育・啓発活動を推進します。市民の不安や悩みに寄り添い、相談・支援の充実を図るとともに、差別を助長したり差別につながる行為を抑止する取り組みを進めます。

③男女(だれも)が共に輝くまちづくりの推進

市民、事業者・団体、市が意見や情報を交換する場として「(仮称)さんだ男女共同参画ネットワーク」を設置し、ジェンダー平等・女性参画の必要性の共有と意識啓発を進めます。児童福祉部門等関係機関と連携した相談支援体制を強化し、DV[※]等暴力の根絶に向けた予防啓発に取り組みます。

④多様な性による多様な生き方への理解と支援

多様な性による多様な生き方、個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、教育・啓発や相談支援に取り組みます。

⑤多文化共生施策の推進

行政情報等の多言語化、地域日本語教育の推進、相談体制の強化等、外国人市民へのコミュニケーション支援や生活支援について、各種団体や事業者等と連携した取り組みを進めます。国際理解や多文化共生について広く啓発を行い、外国人への差別や偏見の解消を図ります。

⑥平和施策の推進

世界恒久平和への市民の願いを発信し、戦争の悲惨さや幸福な社会の礎である平和の尊さを、未来を担う若い世代に引き継いでいく啓発活動を推進します。平和施策の推進を通じて、すべての人の生命や人権を尊重し、寛容さをもって相互理解を深め、共生していく市民意識を醸成し、心豊かで安心な市民生活の進展を図ります。

5. 成果指標等

指標名	基準値	基準年	目標値(R8)
人権に関する総合相談窓口利用者	192人	(R2)	250人
三田市人権を考える会小学校区人権研修会の参加者	1,534人	(R元)	1,600人
人権問題の解決に向けて社会全体で取り組み、自分も努力するべきだと思う市民の割合	84.6%	(R2)	90.0%
市の管理職の女性比率(消防本部及び市民病院を除く)	13.3%	(R2)	20.0%
国際交流プラザ延べ利用者数	3,351人	(R2)	5,000人

4 取り組み

市民

- ◆日頃から互いを認め合うとともに、互いに手を差し伸べ支え合える関係をつくります。
- ◆正しい人権知識を培い、互いに認め合い、人権に対する意識や感覚を高めることで、人権侵害につながる行為をなくし、平和な社会の実現に取り組んでいきます。
- ◆障害特性等に応じた障害者への配慮に努めます。
- ◆男女(だれも)が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮します。
- ◆多様な国・地域の文化・慣習を理解・尊重し、やさしい日本語により積極的に外国人と交流を図ります。

事業者・団体等

- ◆人権意識を高め、人権を尊重する心を育み、平和な社会の実現に向けて取り組みます。
- ◆障害を理由とした差別的取り扱いはありません。合理的配慮の提供に取り組みます。
- ◆福祉施設等での虐待防止に取り組みます。
- ◆積極的な女性の登用等意思決定に男女共同参画の視点や女性意見を反映する仕組みづくりに努めます。
- ◆外国人人材を受入れ、外国人市民が地域で安心して生活できるよう行政・地域と連携し支援します。
- ◆犯罪被害者等が、その被害の刑事手続きに適切に関与できるよう就労及び勤務に十分配慮します。

市

①人権を大切に社会(多様性を認め合い、包み支え合う共生社会)の推進

共生社会の実現に向けて様々な教育啓発を推進し、市民の関心と理解を高め、日常生活において態度や行動に表れる人権感覚の涵養を図ります。社会的弱者や少数者等誰ひとりとして取り残さない視点をもって、総合的な相談支援をはじめあらゆる施策を進めるとともに、多様性や多様な生き方を認め合い、包み支え合い、共に生きられる地域社会づくりを市民、事業者、地域の団体等と共に進めます。

②部落差別・障害者差別等あらゆる差別解消の取り組み

人権三法等に基づき、部落差別や障害者差別等あらゆる差別の解消に向けて、障壁となるような社会環境(慣行、観念等)の改善を図り、家庭や学校、地域社会等あらゆる場を通して、人権教育・啓発活動を推進します。市民の不安や悩みに寄り添い、相談・支援の充実を図るとともに、差別を助長したり差別につながる行為、虐待、様々な嫌がらせやいじめ、誹謗・中傷等を抑止する取り組みを進めます。

③男女(だれも)が共に輝くまちづくりの推進 ★人口減少対策★

男女共同参画の一層の推進に向け、人権・男女共同参画プラザが持つ相談窓口や情報提供機能の充実を図るほか、広報啓発や講座開催などの取り組みを強化し、無関心層への啓発の働きかけに努めます。市民、事業者・団体、市が意見や情報を交換する場として「三田市男女共同参画推進委員会」の開催を通じて、ジェンダー平等・女性参画の必要性の共有と意識啓発を進めます。児童福祉部門等関係機関と連携した相談支援体制を強化し、DV等暴力の根絶に向けた予防啓発に取り組むとともに、困難な問題を抱えるひとへの支援体制の構築を進めます。

④多様な性による多様な生き方への理解と支援

多様な性による多様な生き方、個性、価値観を認め合い、ありのままの自分を認め、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、教育・啓発や相談支援に取り組み、性的志向や性自認を理由とする差別や偏見の解消を図ります。

⑤多文化共生施策の推進

行政情報等の多言語化及びやさしい日本語の普及、日本語教育の推進、相談体制の強化等、外国人市民へのコミュニケーション支援や生活支援について、各種団体や事業者等と連携した取り組みを進めます。国際理解や多文化共生について広く市民への啓発を行い、外国人への差別や偏見の解消を図ります。

⑥平和施策の推進

世界恒久平和への願いを発信し、戦争の悲惨さや幸福な社会の礎である平和の尊さを、未来を担う若い世代に引き継いでいく啓発活動を推進します。平和施策の推進を通じて、すべての人の生命や人権を尊重し、寛容さをもって相互理解を深め、共生していく市民意識を醸成し、心豊かで安心な市民生活の進展を図ります。

◆評価指標

	指標名	現状値(基準年)	目標値(R13)
	KGI 施策重要度・満足度(市民意識調査)	重要度 3.60pt 満足度 3.10pt	↑
	KGI 人権問題の解決に向けて社会全体で取り組み、自分も努力するべきだと思う市民の割合	83.4%(R6)	90.0%
a	KPI 三田市人権を考える会小学校区人権研修会の参加者	1,930人(R6)	2,000人
b	KPI 人権に関する総合相談窓口利用者	214人(R6)	250人
c	KPI 市の管理職の女性比率(消防本部及び市民病院を除く)	19.5%(R6)	25.0%
d	KPI 国際交流プラザ延べ利用者数	5,064人(R6)	6,500人

《前期基本計画》

■主要な条例・規則及び関連計画

条例・規則	三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例、三田市障害を理由とする差別をなくすすべての人が共に生きるまち条例、三田市犯罪被害者等支援条例
関連計画	三田市人権施策基本方針、三田市子ども・子育て支援事業計画、三田市いじめ防止基本方針、三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、三田市障害者福祉基本計画、三田市多文化共生推進基本方針、三田市男女共同参画計画、三田市特定事業主行動計画

《後期基本計画(素案)》

◆主要な条例・規則及び関連計画

条例・規則	三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例、三田市障害を理由とする差別をなくし全ての人が共に生きるまち条例、三田市犯罪被害者等支援条例
関連計画	三田市人権施策基本方針、 三田市こども計画 、三田市いじめ防止基本方針、三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、三田市障害者福祉基本計画、三田市多文化共生推進基本方針、三田市男女共同参画計画、三田市特定事業主行動計画

【資料38-3】 指標一覧

【資料38-3】

最上位指標

市民の幸せ実感度の向上

	KGI（成果指標）	KPI（活動指標・取組指標）		現状値	目標値	指標の設定理由	所管課
1 人権・共生のまちづくり	（主観的指標） 施策重要度・施策満足度	-	新規	重要度 3.60pt 満足度 3.10pt	向上	全施策固定指標	
	人権問題の解決に向けて社会全体で取り組み、自分も努力するべきだと思う市民の割合		継続	83.4%（R6）	90.0%	『自分も努力すべきだと思う市民の割合』という意識変容を示す指標は、一人ひとりが人権問題に対して主体的に関与する社会を目指す中で、非常に重要である。 しかし、市民アンケートの施策重要度の評価からみても、人権問題を自身の課題として捉えず、社会全体が取り組むべき問題であると認識している市民の割合は高くない。 この状況では、人権問題を他人の問題として「傍観するだけ」の市民が多くなり、差別構造や人権侵害といった課題が表面化しにくく、解決が進みにくい。この指標が増加すれば、傍観者ではなく、自分事として捉えることができる市民が増えていくことを意味し、一人一人の行動が増えることにつながる。長期的に本施策の目指したい将来像であるあらゆる差別人権侵害解消や共生社会の実現が推進される。	人権共生推進課
		三田市人権を考える会小学校区人権研修会の参加者	継続	1,930人（R6）	2,000人	三田市人権を考える会は市内の各組織・団体・学校・園所等によって構成している市内最大の民間団体である。市内19の地域部会が各小学校区で活動している。各地区での人権研修会の開催は、「人権問題の解決に向けて社会全体で取り組み、自分も努力するべきだと思う市民」の主体的な行動であり、参加者数が増えることで、『自分も努力すべきだと思う市民の割合』の増加につながっている。	人権共生推進課
		人権に関する総合相談窓口利用者	継続	214人（R6）	250人	部落差別等、あらゆる差別を許さない意識が浸透するためには、人権侵害や差別について相談できる窓口が必要である。相談窓口の利用者が増加することで、人権課題が表面化・顕在化し、適切な解決策につながり、それが差別事象を減少させ、目指すべき姿「あらゆる差別人権侵害解消や共生社会の実現」につながる。 ※相談件数が増えることが良い（人権意識の向上・人権課題の顕在化・どんなことでも相談できる環境づくりにつながる）	人権共生推進課
		市の管理職の女性比率（消防本部及び市民病院を除く）	継続	19.5%（R6）	25.0%	男女共同参画の推進の為には、施策に影響を及ぼす指導的立場にある役職の女性比率が重要視されており、国でも重要課題となっている。また、女性管理職の比率は男女平等、家庭内での男女役割分担平等、ワークライフバランスにも直結した内容であり適切と思われる。	人権共生推進課
		国際交流プラザ延べ利用者数	継続	5,064人（R6）	6,500人	国際交流プラザは外国人生活支援の為に設置された総合相談窓口であるので、プラザが認知され、多くの人に利用されることが多文化共生の推進の指標に適切と考える。 コロナ禍中は減少し、当初の目標は達成したものの外国人が増加しているにもかかわらず、利用者数が増加していない（参考：H28:6,124人、H29:6,413人）。今後も外国人の増加が見込まれる中、外国人利用者数の増加を期待し設定した。	人権共生推進課